

熊野川の総合的な治水対策協議会 規約

(名称)

第1条

この会議は、熊野川の総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、熊野川の河川管理者である近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県と、沿川自治体及びダム管理者が、緊密な連携を図りながら、熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条

1. 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
2. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議会を総括及び招集する。

(連絡調整会議)

第4条

1. 協議会に連絡調整会議を置く。
2. 連絡調整会議の委員は、別表2に掲げる者とする。
3. 委員長は、近畿地方整備局河川部河川調査官とし、連絡調整会議を総括及び招集する。
4. 連絡調整会議は、別途実施されるダム操作に関する技術検討会で

の議論や各機関の情報等を共有しながら、協議会で検討する全体方針や対策を立案し、協議会へ報告する。

(事務局)

第5条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、三重県県土整備部、奈良県県土マネジメント部、和歌山県県土整備部の協力を得て、近畿地方整備局河川部が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、会長が協議会に諮って行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の委員に諮って定める。

附則

この規約の施行日は、平成24年7月2日とする。

平成24年12月20日改正

平成25年7月2日改正

平成26年7月25日改正

平成27年7月3日改正

平成27年11月11日改正

平成29年6月1日改正

別表 1

近畿地方整備局	河川部	河川部長
		紀南河川国道事務所長
		紀の川ダム統合管理事務所長
		紀伊山系砂防事務所長
三重県		県土整備部長
奈良県		県土マネジメント部長
和歌山県		県土整備部長
関西電力(株)		水力事業本部副事業本部長
電源開発(株)西日本支店		支店長
十津川・熊野川沿川自治体		天川村長
		五條市長
		野迫川村長
		十津川村長
		田辺市長
		新宮市長
		熊野市長
		紀宝町長
北山川沿川自治体		上北山村長
		下北山村長
		北山村長

別表 2

近畿地方整備局河川部	河川調査官
	河川計画課長
	河川管理課長
	紀南河川国道事務所副所長
	紀の川ダム統合管理事務所
	防災情報課長
	紀伊山系砂防事務所副所長
三重県県土整備部	河川課長
奈良県県土マネジメント部	河川課長
和歌山県県土整備部	河川課長
関西電力(株)水力事業本部	発電運用グループ
	リーダー
電源開発(株)西日本支店	支店長代理